

## 内容

1 業務名 .....	1
2 委託業務の概要 .....	1
3 履行期間 .....	1
4 インターネット出願システム導入に係る業務内容及びシステム利用開始日 .....	2
5 インフラ環境仕様 .....	6
6 個人情報保護体制・情報セキュリティ仕様 .....	7
7 指定納付受託者による歳入等の納付に関する事務にかかる業務内容 .....	8
8 情報提供 .....	9
9 指定納付受託者に対する立入検査 .....	10
10 その他 .....	10

## 仕様書

### 1 業務名

千葉市立稻毛国際中等教育学校入学者選抜におけるインターネット出願サービスシステム及び入学検査料徴収業務委託

### 2 委託業務の概要

千葉市立稻毛国際中等教育学校（以下、「中等教育学校」という。）の入学者選抜において、出願における市民の利便性向上及び入学者決定、入学者選抜業務の効率化を目的として、インターネット出願サービスシステム等（以下、「インターネット出願システム」という。）を導入する。

また、インターネット出願システムを通じて出願する者（以下、「インターネット志願者」という。）が千葉市に納入すべき入学検査料について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に基づき指定納付受託を行う。

また、中等教育学校が入学者選抜の選抜結果を登録でき、インターネット志願者が個別に受検結果を照会できる合否照会システムを提供する。

インターネット出願システム利用対象及び利用数は別表1のとおりとする。

また、この契約でいう出願情報とは、インターネット出願システムを通じて収集されるインターネット志願者及び出願の内容に関するデータ（以下「出願データ」という。）と、入学検査料の指定納付委託と納付実績に関するデータ（以下「指定納付データ」という。）から成る電子情報とする。

### 3 履行期間

契約締結日から令和9年（2027年）3月2日まで

ただし、納付事務を行う期間は、令和8年10月1日から令和8年11月27日までとする。

#### 4 インターネット出願システム導入に係る業務内容及びシステム利用開始日

パソコン、スマートフォン、タブレット等のブラウザを利用し、インターネットから利用可能なインターネット出願システム及び学校説明会等予約システムの2システムについて、システムの導入作業及び保守サービスを行う。あわせて、仕様書別表1の利用者の種別に対応する電話サポート窓口を設置する。なお、インターネット出願システムは、令和8年10月1日までに利用できるようになること。また、学校説明会等予約システムについても、必要に応じて利用できるようになること。また、千葉市予算会計規則その他の関係法令等に定める手続きに従い、入学検査料の納付を代行で行う。

##### (1) インターネット出願システム

出願の受付手続き及び入学検査料のオンライン決済機能を持ち、インターネット志願者の管理、受検番号の採番及び受検票発行を行うシステムとする。

##### (2) インターネット志願者向け機能要件

- ア 現行の千葉市立稻毛国際中等教育学校入学者選抜の入学願書と同等の入力項目に加え、チェックボックスなどの一般的な入力項目を設定できること。
- イ 令和8年6月に完成予定の中等教育学校入学者選抜の入学願書と同等の項目を出力可能とすること。
- ウ 漢字を入力するフィールドについては、SHIFT-JIS コード JIS 第1・第2水準で扱えない漢字を入力制限できること。また、その旨を当該画面にわかりやすく明記すること。
- エ 郵便番号入力による住所表示や学校等名表示などに対する入力補助機能を備えること。郵便番号、住所は常に最新のものを利用できること。
- オ 未入力の項目や背反となる入力があった場合は、当該項目にエラーが表示され、次ページに進めないよう制限すること。
- カ インターネット出願システムの利用可能期間について、出願データ入力・オンライン決済・受検票出力のそれぞれの期間の指定が可能であること。
- キ インターネット志願者は、志願者自身のID登録を行い、登録されたIDにてログインした後、インターネット出願システムを利用することができること。
- ク インターネット志願者は、一度登録したIDを利用して、中等教育学校のインターネット出願システム及びイベント予約システムの利用が可能であること。
- ケ インターネット出願システムの利用可能期間中は、インターネット志願者が登録したIDで再度ログインすることで入力内容を確認できること。
- コ 出願時に登録した志願者情報は、検査料決済後に確認書をPDFで出力可能とすること。また、検査料決済前であれば、一次保存機能を有し、入力内容を画面で確認ができ、入力内容書をPDFで出力できること。
- サ インターネット志願者が必要な出願データを入力した後に、入学検査料のオンライン決済を可能とする他、出願受付からオンライン決済までを同一システム内でシームレスに完結できる仕様とし、

二重決済とならないよう防止する措置を講じること。

- シ 受検番号は、多様な採番ルールに対応し、自動で採番が可能であること。
- ス 入学願書及び受検票は千葉市教育委員会が指定するフォームにより、システム上から PDF ファイルとして出力できること。また、コンビニエンスストアなどのプリンターを利用して入学願書及び受検票を印刷できるなど、インターネット志願者がプリンターを所有していないことに備えた対応がされていること。
- セ 出願時に顔写真データを志願者がアップロードできること。また、アップロードした顔写真データは自動で入学願書及び受検票に貼付されるようにすること。
- ソ インターネット志願者が入力間違いをした場合、入学検査料のオンライン決済前であれば、インターネット志願者が修正できること。
- タ 入学検査料のオンライン決済後は、システム管理所属が出願データを修正できること。
- チ 中等教育学校の出願資格や事前注意事項などを表示する確認画面があること。また、確認画面には承諾するチェックボックスがあり、承認チェックをした場合に限り出願できる仕組みとすること。

#### (3) システム管理所属向け機能要件

- ア システム管理所属は、出願者数の集計確認ができ、集計結果のデータ出力ができること。
- イ システム管理所属は、志願者の出願データ及び指定納付データを検索及び閲覧できること。
- ウ システム管理所属は、インターネット志願者が支払った入学検査料について、システム内で出願データと指定納付データを自動で突合する機能を有し、突合結果を閲覧できること。
- エ システム管理所属は、インターネット志願者について、志願者情報出願データと指定納付データを電子データ (CSV または Microsoft EXCEL 等の形式) でダウンロードできること。
- オ システム管理所属がインターネット志願者に対し、個別にメールを送信する機能を有すること。
- カ システム管理所属がインターネット志願者に対し、一斉メールを送信する機能を有し、メール送信後に送信エラーの確認ができること。
- キ インターネット志願者の指定納付データは、タイムラグの発生なく即時にインターネット出願システムに反映され、システム管理所属は、その内容を即時に Web 照会できること。

#### (4) 入学検査料オンライン決済の要件

- ア 入学検査料の決済方法は、クレジットカードを使用する決済、コンビニ決済、ペイジー決済が選択可能であること。その他の決済方法の追加も可能とする。
- イ 各決済方法は以下の要件を満たし、支払い可能期間を日時指定可能とし、全期間を通じて全決済方法が利用可能であること。

##### (各決済方法の要件)

決済方法	要 件
クレジットカードを使用する決済	VISA・MasterCard・JCB・American Express・DinersClub が選択可能なこと。
コンビニ決済	全国展開している複数社が選択可能なこと。
ペイジー決済	ATM、インターネットバンクが選択可能なこと

- ウ 本件を受託する事業者に不測の事態等が発生した場合においても入学検査料を確実に千葉市へ納付できるようにすること。
- エ 入学検査料の支払い可能期間外での支払いを防止する措置がとられていること。また、既に支払いが行われた収納については、二重払いとならないよう防止する措置がとられていること。
- オ いずれの決済方法で支払った場合でも、タイムラグなくインターネット出願システムに、決済情報が連携され、システム管理所属の閲覧ができること。
- カ 収納した入学検査料は、本仕様書「7 指定納付受託者による歳入等の納付に関する事務にかかる業務内容」により取扱うこと。

#### (5) 学校説明会等予約システム機能要件

- 学校説明会などのイベント（以下「イベント」という。）について、予約受付を行うシステム。システム運用期間は、千葉市教育委員会が定める日から令和9年3月2日までとする。
- ア 志願者向け機能要件
    - (ア) 志願者は（2）インターネット志願者向け機能要件 キのIDと同一のIDを利用して学校説明会などのイベント参加申し込みが可能であること。
    - (イ) イベントは、チェックボックスなどの一般的な入力項目をイベントそれぞれで設定できること。
    - (ウ) 漢字を入力するフィールドについては、SHIFT-JIS コード JIS 第1・第2水準で扱えない漢字を入力制限できること。また、その旨を当該ページにわかりやすく明記すること。
    - (エ) 郵便番号入力による住所表示などに対する入力補助機能を備えること。郵便番号、住所は常に最新のものを利用できること。
    - (オ) 未入力の項目や背反となる入力があった場合は、当該項目にエラーが表示され、次のページに進めないよう制限すること。
    - (カ) 学校説明会等予約システムは、予約受付可能日時を期間指定できること。
    - (キ) 定員管理機能を有し、イベントごとに定員の指定有無の指定が行えること。
    - (ク) 予約番号を表すバーコードを付したイベントの受付票を発行できること。また、インターネット志願者が受付表をPDFファイルとして印刷できること。また、コンビニエンスストアなどのプリンターを利用してイベント情報を印刷できるなど、予約者がプリンターを所有していない場合に備えた対応がされていること。
  - イ システム管理所属向け機能要件
    - (ア) イベントの設定は、システム管理所属が個別に設定及び利用可能であること。
    - (イ) システム管理所属は、自校の開催するイベントの予約者数の集計ができること。
    - (ウ) 予約者の情報を検索及び閲覧することができ、システム管理所属が修正できること。
    - (エ) システム管理所属は、イベント予約情報を電子データ（CSV又はMicrosoftEXCEL等の形式）でダウンロード可能であること。
    - (オ) バーコードを付したイベントの受付票のスキャンによって、イベント当日の参加受付ができること。
    - (カ) 一斉メール機能を有し、メール送信後のエラー確認ができること。

## (6) 合否照会システム機能要件

### ア 合否照会システム利用期間

合否照会システムの利用期間は、令和8年10月1日から令和9年3月2日までとする。

### イ 合否照会システムの利用者

合否照会システムの利用対象及び利用数は別表2のとおりとする。

### ウ インターネット志願者向け機能

- (ア) インターネット志願者が専用ページ(URL)へアクセスし、ログインすることで、検査一覧表示ページを閲覧できること。
- (イ) 令和8年6月に完成予定の中等教育学校入学者選抜の二次検査受検候補者証明書、一次検査結果通知書、入学許可候補者内定通知書及び入学選抜結果通知書と同等の項目をシステム上からPDFファイルとして出力可能とすること。
- (ウ) インターネット志願者ごとの個別のID及びパスワードを利用してログインすることで、志願者の合否状況を参照できること。
- (エ) インターネット志願者は、決められた期日に合否情報(結果通知書等)を閲覧できるようになり、期間外になると閲覧不可となること。
- (オ) インターネット志願者は、合格者のみ、システム管理所属がアップロードした書類等(二次検査受検候補者、入学許可候補者向け文書等)をダウンロードすることができる。

### エ システム管理所属向け機能

- (ア) 検査ごとに発表の表示時間が設定され、表示時間内のみ、専用ログインページからID及びパスワードを利用してログイン・ログアウトが可能であること。
- (イ) 合否情報のファイルをアップロードし合否の参照が行えるようにすること。アップロードする情報は、CSVまたはMicrosoft Excel等の形式とし、ダウンロードも可能であること。
- (ウ) インターネット志願者の合否情報の閲覧状況を確認できること。
- (エ) プレビュー機能により、発表表示時間に関係なくインターネット志願者画面が確認できること。
- (オ) 受検番号ごとに紐づいた合否結果が一覧で閲覧できること。
- (カ) 受検番号別に合否結果の修正・削除が可能であること。
- (キ) 書類(二次検査受検候補者、入学許可候補者向け文書等)のダウンロードを合格者のみ可能とすること。また、検査によって書類内容を変えられること。
- (ク) 検査情報管理(追加・修正・削除)が可能であること。
- (ケ) 検査情報の表示順および表示/非表示を設定できること。
- (コ) 合否メッセージの一括アップロード/ダウンロード(Excel/CSV)が可能であること。
- (サ) 合否メッセージの追加・削除・修正が可能であること。
- (シ) 合格者向けの書類をアップロードできること。
- (ス) 合格通知書に、合否照会対象校の名称及び校長の職氏名を表示すること。

## (7) 間合せ窓口に係る仕様

### ア インターネット志願者向け窓口

(ア) インターネット出願システム操作、オンライン決済の方法、学校説明会等予約システム操作及び合否照会システムに係るインターネット志願者の問合せに、有人による電話応答及びメール応答により対応する問合せ窓口（以下「志願者向け問合せ窓口」という。）を設置すること。ただし、入試制度に関する質疑については、千葉市教育委員会が対応するものとし、イベントの内容についての質疑については、出願対象校が対応するものとする。

(イ) 「志願者向け問合せ窓口」の設置期間はシステム稼働日から契約期間満了日までとし、開設時間は終日（24時間）とする。

#### イ システム管理所属向け窓口

(ア) インターネット出願システム操作、オンライン決済の方法、学校説明会等予約システム操作及び合否照会システムに係る問合せに、有人による電話応答及びメール応答により対応する問合せ窓口（以下「学校向け問合せ窓口」という。）を設置すること。

(イ) 「学校向け問合せ窓口」の設置期間は、システム稼働日から契約期間満了日までの土日祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く平日とし、開設時間は午前9時から午後5時までとし、メールによる問合せ受付は24時間可能であること。

### （8）操作説明要件

システム管理所属向けにシステム操作等の説明を行う。

説明内容	システム管理担当者教育と操作説明等
開催場所	千葉市立稻毛国際中等教育学校
参加者数	契約締結後協議
実施形式	対面、録画動画、オンライン等、契約締結後協議する。
開催数	1回
その他	参加者が使用する端末の準備等については、契約締結後協議する。

## 5 インフラ環境仕様

(1) ハードウェアに関する冗長化により、障害時の対策が行われていること。

(2) ソフトウェア、機器等の稼働監視（死活監視、障害監視等）が行われていること。

(3) ウイルス対策が行われていること。

(4) IDやパスワードに関する登録・登録削除が決められた手順に則り定期的に行われていること。

(5) データを保有するサーバ等設置場所は、災害時にも安全な環境に配置されていること。また、入退館管理等が厳格に行われ、安全に管理されていること。

(6) システム障害、情報漏洩等発生時の連絡体制、対応手順を定めており、障害等発生時には迅速な対応が可能となる体制が整備されていること。

- (7) 中等教育学校及び千葉市教育委員会が利用できるテスト環境を備えること。また、テスト環境の使用時期は、中等教育学校及び千葉市教育委員会と協議して定めること。
- (8) システムの動作基盤が、「AWS」、「Azure」等のパブリッククラウドサービス等利用している場合、利用しているサービス名を提示すること。また、当該パブリッククラウドサービス等利用に関するセキュリティについて、十分な知識と管理体制を有すること。

## 6 個人情報保護体制・情報セキュリティ仕様

### (1) 情報の取り扱い

- ア 受託者は、本委託業務中に知り得た情報（システム設定内容、移行データ及び機器に登録された情報等）を、本委託業務の実施に必要な範囲内においてのみ利用するものとし、情報漏洩防止のため、取扱いに充分留意するとともにこれを第三者に漏らしてはならない。契約が終了又は解除された場合も同様とする。
- イ 個人情報保護管理者、個人情報保護担当者、内部監査責任者等の個人情報を保護するための組織的体制を有していること。
- ウ 個人情報保護・情報セキュリティに関する基本方針・規程・マニュアル等の整備が行われていること。
- エ 個人情報保護・情報セキュリティの安全管理に関する従業者の役割及び責任についての教育・訓練が行われていること。
- オ 個人情報の再委託の有無、また再委託する場合は、委託先の責任者等の管理体制、個人情報の管理体制等についての明示されていること。
- カ 独立した監査部門による内部監査、又は外部監査が行われていること。
- キ プライバシーマーク・ISMS 等の認証を取得していること。
- ク 情報セキュリティ診断（アプリケーション、OS、ハードウェア等）等の対策が定期的に行われていること。
- ケ データの保全対応が行われていること。
- コ 入力を伴うアクセスは第三者機関認証局により認証された SSL サーバ証明書を利用して暗号化されていること。
- サ システム管理所属向け機能では、システム管理者が使用する特権 ID を含めすべての ID を個人単位に割り振ることで、誰がいつシステムを利用したのかわかる（ただし、ID が個人単位に割り振れない場合は、システム利用台帳等で記録する等の運用を提案すること）また、ログインの際にパスワードを使用する場合は、定期的に変更させる仕組み（パスワードの有効期限設定等）を有すること。
- シ アクセスログ、操作ログを取得して、仮に改ざんがあった場合にだれがいつ何を更新したのか記録できる仕組みを導入およびモニタリングすること。
- ス 端末故障時等にログの紛失を防ぐため、必要に応じて別途ログを保存できること。
- セ 媒体を利用してデータを取り込む場合は、機密度が高いため、媒体そのものの暗号化および厳密

な管理を行うこと。

- ソ 新規構築したシステムの場合、システム利用開始時には疎通テストを実施すること。テストの際、立ち合いは必須としないが、予めテスト日時を定め、テスト用の連絡体制を構築すること。
- タ 本委託業務を通じて収集した情報のうち、契約期間満了時に不要となる情報について復元できないように処置すること。

## (2) データ消去

受託者は、次のとおり、データを消去する。

- ア 本委託業務において使用した受託者の作業用機器等にデータを残さないこと。
- イ データ消去方法を明記した「データ消去報告書」を発注者に提出すること。なお、データ消去報告書は任意の様式とし、データ消去方法、対象機器、作業日時、作業場所及び責任者（作業者）を記載すること。
- ウ 本委託業務後の対象業務プログラムにおけるデータ処理の過程で一時ファイルを使用する場合は、処理後の不要な一時ファイルを削除し、対象システムに影響を及ぼさないようにするための対策を講ずること。

## 7 指定納付受託者による歳入等の納付に関する事務にかかる業務内容

### (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に基づき指定納付受託者に指定するので、指定納付受託者が保有するインターネット出願システムを通じて出願された市立学校入学検査料について納入義務者であるインターネット志願者から納付の委託を受け、歳入等の納付に関する事務（以下「納付事務」という。）を行うこと。歳入等の納付に関する事務のフローは、別表3のとおりとする。

収納した検査料は、千葉市が指定した銀行口座へ月1回以上の頻度で振り込むこと。振込む検査料と内訳明細を入金予定日の4営業日前までに千葉市に通知すること。または、システムで確認できること。

内訳明細には、収納期間、件数、合計額、納付年月日、志願者の氏名が記載されていること。

### (2) 指定納付受託者が、指定納付受託によって納付できる決済手段は、次の各号に掲げたオンライン決済とする。

- ア クレジットカードを使用する方法による決済
- イ コンビニ決済、ペイジー決済等を使用する方法による決済

### (3) 指定納付受託者は、インターネット志願者がインターネット出願システムで入学検査料のオンライン決済に必要な事項を送信した日を、指定納付を受託した日として取り扱うこと。

### (4) 指定納付受託に係る取扱手数料又はオンライン決済手数料等の金銭は納入義務者であるインターネット志願者に請求することはできないものとする。

(5) 指定納付受託者は、指定納付受託者が納入義務者であるインターネット志願者から指定納付の委託を受け、インターネット志願者が入学検査料の決済をしたときは、インターネット志願者に領収書に代わる支払い確認書の作成及び交付すること。また支払い確認書の作成及び交付について、インターネット志願者から手数料等の金銭を徴してはならないこと。また、徴収事務受託者及び千葉市指定納付受託者である本業務の受託者名で交付すること。

(6) 指定納付受託者は、地方自治法第231条の2の6の規定により、納付事務に係る事項を記載した帳簿を作成し、これを保存しなければならない。なお、帳簿については、電磁的記録による作成又は保存とすることができます。

(7) 指定納付受託者は、指定納付受託を実施した収納対象に係るデータを、書面又は電磁的記録により、指定納付受託を実施した日の属する年度の翌年度の6月1日から起算して5年間保存するものとする。

(8) 指定納付受託者は、納付情報等を、納付情報等の紛失、き損、盗難又は他の目的への利用等の事故（以下「紛失等」という。）が発生しないように措置された保管場所に保管するとともに、当該納付情報等を運搬する場合においても紛失等が発生しないよう十分な措置を講じなければならない。

(9) 指定納付受託者は、納付情報等の紛失等が発生したとき又はやむを得ない事由により紛失等を回避することができないときは、発注者に報告し、対応を協議するものとする。本契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

## 8 情報提供

発注者及び受注者は、次のいずれかに該当する場合、相手方に対して本規約に関する必要な情報又は資料の提供を要求することができるものとし、当該要求があった場合、相手方は直ちにこれに応じるものとする。

- ア 本規約の遵守状況を確認するために必要な場合
- イ 収納された本検査料と本検査料決済情報の照合に必要な場合
- ウ システムの故障予防又は回復のために必要な場合
- エ システムの機能向上のために必要な場合
- オ その他発注者及び受注者が合理的に必要と判断する場合

また、発注者は、指定納付受託者制度の適正な運用のため必要があると認めるときは、その必要な限度で、指定納付受託者に対し、報告をさせることができる。

この場合において、発注者は、指定納付受託者に対し、報告すべき事項、報告の期限その他必要な事項を明示する。報告すべき事項は別表4のとおりとする。

## 9 指定納付受託者に対する立入検査

発注者は、指定納付受託者制度の適正な運用のため必要があると認めるときは、その必要な限度で、その職員に、指定納付受託者の事務所に立ち入り、指定納付受託者の帳簿書類等その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

この場合において、当該立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示する。

なお、当該立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

## 10 その他

(1) 本仕様書及び契約書の外、受託者が保有するインターネット出願システムに係る受託者の利用規約（以下「利用規約」という。）を遵守し、本仕様書及び契約書と利用規約が競合するときは、本仕様書及び契約書を優先すること。

(2) この仕様書に定めがない業務実施上の事項については、両者協議のうえ別に定めるものとする。

(3) 志願者が安心して利用できる、かつ、短期間の導入が必要であることから、導入実績が多い信頼性の高いシステムが安定的な稼動に資することとし、インターネット出願システムを採用する際は、過去3年以内において市立附属中学校、市立中等教育学校、都道府県立中学校又は都道府県立高等学校にインターネット出願システムを導入した実績を有するものとする。

仕様書別表1 インターネット出願システム等利用対象及び利用数

番号	利用者の種別	説明	インターネット出願システムの利用区分	利用数 (アカウント数)
1	システム管理所属	(1)千葉市教育委員会学校教育部教育改革推進課(本件契約を所管し、仕様の管理を行う) (2)千葉市立稻毛国際中等教育学校(出願対象校)	システム管理ID	1
2	インターネット志願者	(1)出願対象校へ、インターネット出願システムを通じて出願する者、又はこれを予定する者。 (2)出願対象校が開催する志願者向けイベントへ、学校説明会等予約システムを通じて参加申込する者。	志願者ID	850 注

注 番号2インターネット志願者のID取得及び仮パスワード通知は、インターネット出願システムを通じて志願者がアカウント申請を行い、インターネット出願システムを通じて仮パスワードを通知するものとする。また、利用数（アカウント数）はこれまでの出願者数に基づいた見込み。

○これまでの稻毛国際中等教育学校入学者選抜志願状況

	出願希望調査(千葉市立小学校、千葉大附属小、幕張IS)	志願状況
R 3 (R 4 選抜)	1153	858
R 4 (R 5 選抜)	1165	851
R 5 (R 6 選抜)	1025	747
R 6 (R 7 選抜)	1236	740
R 7 (R 8 選抜)	(実施せず)	724

志願者数は減少傾向であるが、志願希望調査時点では、これまで1000人を超える。これまでの志願状況と同様850人は見込みとする必要がある。

仕様書別表2 合否照会システム利用対象及び利用数

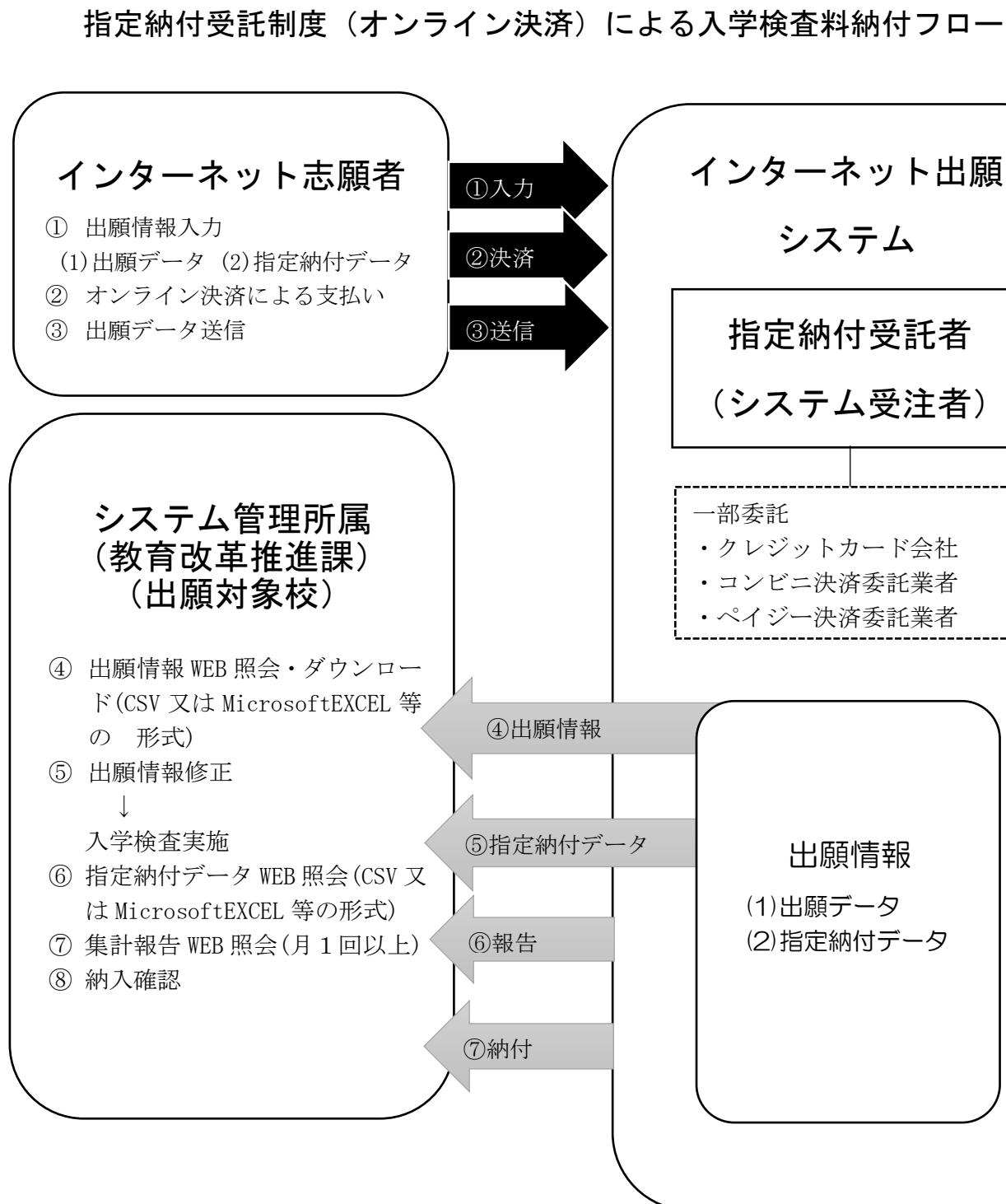
番号	利用者の種別	説明	合否照会システムの利用区分	利用数 (アカウント数)
1	システム管理所属	(1)千葉市教育委員会学校教育部教育改革推進課(本件契約を所管し、仕様の管理を行う) (2)千葉市立稻毛国際中等教育学校(出願対象校)	システム管理ID	1
2	インターネット志願者	出願対象校へ、インターネット出願システムを通じて出願する者、又はこれを予定する者。	志願者ID	850 注

注 番号2インターネット志願者のID及びパスワードは、受検票または別途お知らせ等で通知するものとする。また、利用数（アカウント数）はこれまでの出願者数に基づいた見込み。

○これまでの稻毛国際中等教育学校入学者選抜志願状況

	出願希望調査(千葉市立小学校、千葉大附属小、幕張IS)	志願状況
R 3 (R 4 選抜)	1153	858
R 4 (R 5 選抜)	1165	851
R 5 (R 6 選抜)	1025	747
R 6 (R 7 選抜)	1236	740
R 7 (R 8 選抜)	(実施せず)	724

志願者数は減少傾向であるが、志願希望調査時点では、これまで1000人を超える。これまでの志願状況と同様850人は見込みとする必要がある。



**注1** ④について 出願対象校は、志願者が入学検査料の指定納付を委託した日等をWEB照会することができる。

#### 仕様書別表4 指定納付受託に係る報告事項

番号	項目	項目の説明
1	検査の種別	本検査
2	出願者ID	仕様書別表1のID
3	受検番号	出願対象校が付した受検番号
4	氏名	インターネット志願者の氏名
5	住所	インターネット志願者の住所
6	電話番号	インターネット志願者の電話番号
7	出願対象校	千葉市立稻毛国際中等教育学校
8	保護者氏名	インターネット志願者の保護者氏名
9	整理番号または記号	当該オンライン決済に対し、オンライン決済に指定納付受託者が付す個別の整理番号または記号。
10	納入義務者から委託を受けた日	オンライン決済を受け付けた日とする。
11	委託を受けた決済手段	クレジットカード、コンビニ払い及びペイジー払い等の別。また志願変更により指定納付受託を伴わない場合は空欄または「志願変更差額なし」と表示する等の方法により弁別が可能であること。
12	委託を受けた入学検査料の金額	当該指定納付の金額
13	決済日	オンライン決済で入学検査料が受託者に支払われた日
14	千葉市あて報告期日	月一回以上の頻度で報告した日または報告予定日
15	千葉市あて納付日	指定納付受託者が納付した日

注1 番号10, 11は地方自治法231条の2の5第2項の規定により報告を求める事項。その他は指定納付受託者制度の適正な運用のため必要があると認められるため、地方自治法第231条の2の6第2項の規定により、報告を求める事項。

注2 項目の名称は変更を可とする。また、報告にあたって1から15以外の項目が含まれていても可とし、項目の順序は問わない。